



りぼん

No.9 2013. 1. 31

入間市障害者相談支援センター **りぼん**
 入間市障害者就労支援センター
 入間市豊岡1-16-1 市役所内
 TEL 04-2901-7088

障害者就労支援センターりぼん

市役所でのパート雇用(障害者)始まる!

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、一定の割合で障害者を雇用するよう義務づけています。公共団体も例外ではなく、一般企業よりも高い2.3%の雇用率が課せられています。市役所でも今まで障がいのある方を雇用していますが、様々な理由で実際の雇用は福祉手帳で言う「身体」の方に限られていました。

入間市では、りぼん発足の平成21年度より、市役所等を利用した職場実習の実施、りぼん登録者の「りぼん実習」に対しての仕事の提供などを通じ、「身体」以外の障がいのある方の採用について検討してきましたが、平成24年10月より「療育手帳」の方をパート職として採用、障害福祉課に配属し、事務補助の仕事についてもらっています。この取り組みは、市として今後も拡大する予定です。

就労支援利用者人数 (H24年12月末までの実績)

	登録者数	就職者(※)	相談者数	1日あたりの相談・支援件数
人数	156名	93名	459名	平均24.16名

※就職者はすでに就労している方で、就労継続のための支援を希望する方も含まれます

りぼんのホームページもご覧下さい! 最新情報が掲載されています♪

就労支援センター説明会のお知らせ

就労支援センターりぼんを初めて利用される方を対象に説明会を実施しています! 説明会ではりぼんの概要や、実際にどんな支援をしているのかをご紹介させていただきます。

みなさんに「りぼん」の事を理解してもらい、納得してもらったらその場で【仮登録】の申請を行い、面談日を決めます。

【仮登録】のあと、みなさんの事をよく知る為に、一度きりではなく数回にわたって面談を行います。その後、具体的な就職活動の動きになったら【本登録】へと進みます。

毎月第2・4木曜日 13:30~14:30 まずはりぼんへご連絡下さい

就活講座も開催しています!

毎月第2・4木曜日 15:00~16:00

りぼんに就労相談をされている方が対象です

第3回 障がいのある人の「はたらく」を考えるつどい

◆日時；平成24年12月8日（土）13：30～16：30

◆場所；入間市健康福祉センター 3F 会議室

◆参加費：無料



昨年度に引き続き表題の“つどい”を、田中市長ご臨席のもと開催しました。年末の多忙な時期にも関わらず、当事者、ご家族、支援機関、会社関係、一般市民の方が100名余り参加いただき有意義な会にすることができました。

第1部「虐待防止法について」「入間市役所における障害者雇用の取り組みについて」の報告

初の行政の取り組みとして、表題の件を障害福祉課の鈴木課長に報告いただきました。解り易い説明に加え、実際に昨年10月からパートで就労しているご本も登場したことで、参加した皆さんの理解と期待が広がり、取り組みに好感を持たれたようでした。



第2部 体験発表

今回は、3障害の当事者の方と当事者のお母さんに体験談を発表していただきました。当事者にはグループホームを利用している方、遠距離通勤の方、自営の方、当事者の事件簿振り返りを語ったお母さん等バリエーションに富んでおり、皆さん興味をもたれたようでした。

参加者は一様に感銘を受けたようで、感動した、自分も頑張らなければ等の声が多く心に響いたようでした。

りぼんに対するねぎらいと期待の声も多く、より良い支援の必要性を改めて感じる事ができました。

4月より、法定雇用率が変わります！

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、障害者を雇用する義務を課していますが、5年ごとにその割合を見直すことになっています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。りぼんでは、今回の法定雇用率変更に基づく障害者雇用の取り組みについて事業主様からのご相談に応じています。

事業主区分	法定雇用率	
	現 行	平成25年4月1日以降
民間企業	1. 8%	2. 0%
国、地方公共団体	2. 1%	2. 3%
都道府県等の教育委員会	2. 0%	2. 2%

障害者就労支援センター

新
スタッフ紹介



山本 和泉(やまもと いずみ) いて座 川越育ち

平成24年7月から就労支援センターりぼんに勤務しています！
みなさんのお手伝いができるように頑張ります♪



障害者相談支援センター

委託相談支援事業所

社会福祉法人茶の花福祉会・社会福祉法人創和・NPO 法人イノセント・社会福祉法人羽搏会

障害者虐待防止法が施行されました

平成24年10月1日より、障害者虐待防止法が施行されました。障害のある方への虐待を防止し、障害のある方の権利や尊厳を守るための法律です。皆で虐待の防止に取り組んでいきましょう。

○ 対象になる方

身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害を含む）・その他心身機能に障害があつて、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている状態にある方

○ 虐待は3種類に分けられます

養護者による虐待

障害のある方の身の世話を、金銭の管理を行っている家族・同居人などによる虐待。

障害者福祉施設従

事者等による虐待

障害者福祉施設やサービス事業所の職員による虐待。

使用者による虐待

障害のある方を雇用している事業主などによる虐待。

このようなことが虐待になります

- ① 身体的虐待 障害のある方の体に傷を負わせたり暴行を加えたり、または正当な理由がなく身体を拘束すること。
- ② 性的虐待 障害のある方に無理やりわいせつな行為をしたりさせたりすること。
- ③ 心理的虐待 障害のある方に著しい暴言または著しい拒絶的な対応をすること。精神的な苦痛を与えること。
- ④ 放棄・放任（ネグレクト） 食事を与えなかったり、入浴、排せつなどの世話をしなかったり、長時間の放置をしたりすること。
- ⑤ 経済的虐待 障害のある方の財産を不当に使ったり、理由なく金銭を与えないこと。

障害者虐待防止センターへご相談ください

ご相談、通報などは、「入間市役所 障害福祉課」までお寄せください。

電話 04-2964-1111 内線（1331）

